

米子市防犯機器購入補助金のご案内

この補助金は、不法に住居に侵入する強盗等に狙われやすい高齢者世帯に対し、お住まいの住居の防犯対策に必要な費用を補助するものです

【対象者】

60 歳以上の米子市在住者、またはその者と同一の世帯員

＊「鳥取県の犯罪から県民を守る緊急対策事業補助金」又は「米子市防犯機能付電話機等購入補助金」の交付を受けた住宅及び世帯は対象外です

【対象機器】

①カメラ付きドアホン

玄関の来訪者を確認することができるモニター機能及びモニター映像の録画機能を備えたもの

②防犯カメラ

固定して設置される映像撮影装置、録画装置その他関連機器で構成されるものであって、次に掲げる要件を満たすもの

- ① 設置場所が住宅の敷地内であり、かつ、屋外であること
- ② 撮影範囲が住宅の敷地内であり、近隣住民等のプライバシーの保護に留意していること。ただし、やむを得ず住宅の敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る住宅等の所有者又は使用者に説明を行い、事前に同意を得ていること
- ③ 夜間の撮影が可能な機器であること

③センサーライト

屋外に固定して設置し、人などの動きを感知して自動的にライトを照射する機能を備えたもの

④防犯機能付電話機

事前予告機能・通話録音機能・ナンバーディスプレイ機能を備えたものであり、固定して設置される映像撮影装置、録画装置その他関連機器で構成されるもの

【補助対象経費】

防犯機器の購入・設置にかかる経費で1世帯あたりの合計額

上限額 15,000 円（消費税込、千円未満切捨）

＊ただし、設置にかかる経費は専門業者が行う場合のみ対象とする

※期間内でも申請額が予算に達した時点で受付を終了する場合があります

手 続 の 流 れ

～令和7年6月1日より申請を受け付けます～

①申請

- ・必ず機器を買う前に申請してください
- ・令和8年2月15日までに機器の設置が完了するスケジュールで申請してください
- ・買った後の申請は受け付けできません

【申請時に必要なもの】

- ①本補助金の交付を受けようとする者の本人確認書類(運転免許証等)の写し
- ②購入しようとする防犯機器の機能が記載してあるカタログ等の写し
- ③交付申請書(様式第1号)及び誓約書兼同意書(様式第2号)
(申請書は米子市ホームページからダウンロードできます)

②「補助金交付決定通知書」送付

③防犯機器を購入・設置

- 補助金交付決定日から60日を経過する日又は令和8年2月15日のいずれか早い日までに、防犯機器の購入・設置を完了する
- 購入日、購入機種、購入金額が明記してある領収書をもらう

④実績報告書の提出

- 防犯機器の購入後から30日を経過する日または、令和8年2月15日のいずれか早い日までに、下記の①から③を提出
 - ① 実績報告書(様式第4号)
 - ② 補助金の支払請求書(様式第6号)
 - ③ 口座が分かる通帳の写し
 - ④ 領収書(写し)
- ※認印も用意ください

⑤補助金の支払

実績報告後、1ヶ月程度で指定された口座に振り込みます

お問い合わせ・申込先

米子市役所市民生活部 市民二課 (市役所本庁舎1階)

〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地

☎0859-23-5376 (平日 8:30~17:15) FAX 0859-23-5391

*** 詳細は米子市市民二課ホームページをご覧ください**